### 富士市富士・愛鷹山麓地域森林促進事業補助金交付要領

令和4年4月1日富士市環境部環境総務課

#### (趣旨)

第1条 この要領は、富士・愛鷹山麓地域内における森林機能の保全を図るため、植林の実施にかかる補助金(以下「補助金」という。)の交付事業について、富士市補助金等交付規則(昭和42年富士市規則第28号)によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

- 第2条 この要領において使用する用語の意義は、富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例(令和2年富士市条例第37号。以下「条例」という。)及び富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例施行規則(令和3年富士市規則第12号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。
- 2 この要領において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
  - (1) 地権者 土地の所有権を有する者
  - (2) 森林促進事業 植林を実施する地権者に補助金及び植林を実施することへの協力金を交付し、富士・愛鷹山麓地域の森林機能を保全する事業をいう。

### (事業の内容)

- 第3条 森林促進事業における植林は、次のとおりとする。
  - (1) 新規植林事業 富士・愛鷹山麓地域内の森林地以外の土地に「富士市森林喪失影響評価技術指針」に基づき、森林機能の維持に向けた植林及び管理を行い、樹木が自立している状態と判定する基準を満たす事業
  - (2) 樹種転換事業 富士・愛鷹山麓地域内の木材等生産機能維持増進森林を除く森林地 における針葉樹を「富士市森林喪失影響評価技術指針」に基づき、広葉樹に樹種転換を 行い、樹木が自立している状態と判定する基準を満たす事業

#### (交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、規則第3条に定める優良事業体と植林に関する業務を 契約した地権者とする。ただし、地権者は、優良事業体による計画書の提出、補助金の交 付申請、受領及び事業の完了届について委任することができる。

#### (事業の規模)

第5条 事業を実施する1施行地の面積が500平方メートル以上とする。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、次の各号のいずれかに該当する額とする。
  - (1) 第3条第1項第1号に該当する場合 森林促進事業を実施した面積に1平方メートル当たり600円を乗じた額又は森林促進事業に要した費用の額のいずれか低い額
  - (2) 第3条第1項第2号に該当する場合 森林促進事業を実施した面積に1平方メートル当たり120円を乗じた額又は森林促進事業に要した費用の額のいずれか低い額

#### (計画書の提出)

- 第7条 地権者は、優良事業体と連名で森林促進事業計画書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、森林促進事業実施の2週間前までに市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業計画地の位置図及び公図の写し
  - (2) 事業計画地の登記事項証明書
  - (3) 事業計画地の写真
  - (4) 優良事業体と締結した契約書の写し
  - (5) その他市長が必要と認めた書類
- 2 事業開始の翌年度以降も補助金の交付を受けようとする者は、当該年度当初に当該年 度の事業計画書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

#### (計画の承認)

- 第8条 市長は、前条に規定する計画書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、 適当と認めるものについては、計画の承認をするものとする。
- 2 市長は、前項の規定により計画を承認したときは、前条第1項に対しては森林促進事業 計画承認通知書(第3号様式)、前条第2項に対しては年度事業計画承認通知書(第4号 様式)により通知するものとする。

### (承認の条件)

- 第9条 次に掲げる事項は、計画の承認をする際の条件となるものとする。
  - (1) 計画の内容が、富士市森林喪失影響評価技術指針に定める基準に適合していること。
  - (2) 計画の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ森林促進事業計画変更・中止届出書(第5号様式)を市長に提出し、森林促進事業計画変更・中止承認通知書(第6号様式)により、その承認を受けなければならないこと。

#### (補助金の交付申請)

第10条 補助金は、年度ごとに交付するものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の森林促進事業が完了したときは、森林 促進事業補助金交付申請書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提 出しなければならない。
  - (1) 育成状況記録書
  - (2) 森林促進事業に要した費用の内訳書
  - (3) 森林促進事業における年度事業実施後の写真
  - (4) 当該事業における森林促進事業計画承認通知書の写し
  - (5) その他市長が必要とする書類

#### (補助金の交付決定)

- 第11条 市長は、前条第2項の規定に基づく補助金交付の申請があったときは、速やかに その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、森林促進事業補助金交付決定通知書 (第8号様式)により通知するものとする。

### (事業の完了)

- 第12条 補助金の交付を受けようとする者は、森林促進事業が完了したときは、森林促進 事業完了届出書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならな い。
  - (1) 育成状況記録書
  - (2) 森林促進事業実施後の写真
  - (3) 森林促進事業実施地の登記事項証明書
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定により届出があった場合において、当該事業が技術指針に定める基準に従って行われたものと認めるときは、地権者に森林促進事業実施済証(第10号様式)を交付するものとする。

### (補助金の交付に当たって付すべき条件)

第13条 森林促進事業の着手後以降で、完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該事業の施行地を森林以外の用途に転用(事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)する行為又は事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)その他交付目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ市長にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還するものとする。

## (現地調査)

第14条 市長は、本補助金の交付事業を適正に執行するため、必要に応じて調査することができる。

## (森林促進事業により植林された森林)

第15条 第3条第1項第1号により植林された森林は森林地とみなし、これを重度開発しようとするときは、条例の規定を適用する。

### (委任)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

## 第1号様式(第7条関係)

### 森林促進事業計画書

年 月 日

(宛先) 富士市長

所 (法人にあっては、その主たる) 事務所の所在地)

名(法人にあっては、その名称)及び代表者の氏名 地権者 氏

電話番号

所 (法人にあっては、その主たる) 事務所の所在地

優良

氏 名 (法人にあっては、その名称) 及び代表者の氏名 事業体

電話番号

富士市富士・愛鷹山麓地域森林促進事業補助金交付要領第7条第1項の規定により次の とおり届け出ます。

## 事業内容

新規植林事業	針葉樹の植林	□ 広葉樹の植林
樹種転換事業	針葉樹から広葉樹	への樹種転換

- 2 植林樹種
- 3 事業実施場所
- 4 事業実施面積
- 5 事業実施スケジュール
- 6 補助金受領受任者

# 年度事業計画書

年 月 日

(宛先) 富士市長

住所届出者氏名電話番号

富士市富士・愛鷹山麓地域森林促進事業補助金交付要領第7条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 登録番号
- 2 実施内容

事業開始年度	
経過年数	
実 施 内 容	

# 森林促進事業計画承認通知書

第		号
年	月	F

様

富士市長

年 月 日付けで提出された森林促進事業計画について、次の条件を 付して承認したので通知します。

登録番号			
承認の条件			

# 年度事業計画承認通知書

第		号
年	月	Е

様

富士市長

年 月 日付けで提出された年度事業計画について、次の条件を付して承認したので通知します。

登録番号	
承認の条件	

# 森林促進事業計画変更・中止届出書

年 月 日

(宛先) 富士市長

住所届出者氏名電話番号

年 月 日付け 第 号により承認を受けた森林促進事業計画について変更・中止したいので、次のとおり届け出ます。

# 1 変更

変	更	内	容	変	更	前	変	更	後
実	施す	る場	易所						
実	施	面	積						
そ	0,	D	他						

## 2 中止

内容	
理由	

# 森林促進事業計画変更・中止承認通知書

第		号
年	月	日

様

富士市長

年 月 日付けで提出された森林促進事業計画変更・中止届出書について、次の条件を付して承認したので通知します。

承認の条件		

## 森林促進事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 富士市長

住所 (法人にあっては、その主たる) 事務所の所在地 申請者 氏名 (法人にあっては、その名称) 及び代表者の氏名

電話番号

富士市森林促進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補	助金交	付 申 請	額	円
実	施し	た場	所	
実	施	面	積	
実	施	内	容	

# 森林促進事業補助金交付決定通知書

第号年月日

様

富士市長

年 月 日付けで申請のあった森林促進事業に対する補助金について、次の条件を付して交付することに決定したので通知します。

交付決定額	円
交付の条件	

## 第9号様式(第12条関係)

### 森林促進事業完了届出書

年 月 日

(宛先) 富士市長

住 所 (法人にあっては、その主たる) 事務所の所在地)

届出者 氏 名 (法人にあっては、その名称) 及び代表者の氏名

電話番号

年 月 日付けで届出を行った事業を完了したので、富士市富士・愛鷹 山麓地域森林促進事業補助金交付要領第12条第1項の規定により、次のとおり届け出 ます。

- 1 事業実施場所
- 2 事業実施面積
- 3 完了年月日 年 月 日

# 第10号様式(第12条関係)

# 森林促進事業実施済証

					第 年	月	号 日
	様						
			Ē	富士市長		白	1
下記による植林は、富士市森林喪失影響評価技術指針に定める基準に適合していること を証明する。							
		Ē	1				
1	事業実施届出年月日	年	月	Н			
2	植林種別						
3	植林実施場所						
4	植林実施面積						
5	検査年月日	年	月	日			